

被災した時の相談窓口など

1. ご家族を亡くされた方への支援

■ 災害弔慰金（災害弔慰金の支給等に関する法律）

災害により、主として生計を維持していた方が亡くなった場合、最大500万円、その他の場合、最大250万円をご遺族に支給する制度です。具体的な金額は市が決定します。

熱海市役所 長寿介護課 長寿総務室 0557-86-6322

■ 生命保険

東日本大震災では、生命保険をかけていた方が亡くなった場合、多くの生命保険会社は保険金を支払うことを決定しました。ご加入の保険会社に確認してみましょう。

保険会社が分からぬ場合（一般社団法人）生命保険協会 静岡地方事務室 054-253-5712

■ 労災保険

震災が起きた際に仕事中だった、あるいは通勤中だった方で、被害に遭われた方は、労災保険制度により給付が得られる場合があります。

三島労働基準監督署 055-986-9100

■ 亡くなった方が、住宅ローンの支払途中だった場合

住宅ローンの支払の途中で亡くなった場合には、団体信用生命保険により、住宅ローンがなくなることがあります。

住宅ローンの契約先に確認してみてください。

2. その他の支援

■ 災害障害見舞金（災害弔慰金の支給等に関する法律）

災害により、生計を維持していた方が重い障害を受けた場合には、最大で250万円、それ以外の方が重い障害を受けた場合には最大で125万円を支給する制度です。

熱海市役所 長寿介護課 長寿総務室 0557-86-6322

■ 義援金

熱海市役所 長寿介護課 長寿総務室 0557-86-6322

■ 被災者生活再建支援制度

災害により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯（賃借人も対象です）に対して、被災者生活再建支援法に基づき、支援金を支給する制度です。

熱海市役所 長寿介護課 長寿総務室 0557-86-6322

■ 当面の生活費に困る場合

一定の要件を満たせば、生活福祉資金の貸付（緊急小口資金）が受けられる可能性があります。

熱海市社会福祉協議会 0557-86-6339

3. 支払の問題

■ 公共料金の支払い

電気・ガス・水道・下水道・固定電話・携帯電話・スマートフォン等について、料金支払期限の延伸や免除等が受けられる場合があります。それぞれの契約先に確認する必要があります。

■ 年金や健康保険料、介護保険料の支払い

東日本大震災では、健康保険・介護保険料・厚生年金保険及び船員保険の保険料並びに子ども手当にかかる拠出金については、納付の期限が延伸されたり、減免されたりすることがありました。国民年金についても、支払が困難な場合は相談してください。

国民健康保険 热海市役所 市民生活課 保険年金室（国保） 0557-86-6258

後期高齢者医療 热海市役所 市民生活課 保険年金室（後期高齢） 0557-86-6257

介護保険 热海市役所 長寿介護課 介護保険室 0557-86-6285

国民年金 热海市役所 市民生活課 保険年金室（年金） 0557-86-6260

国民年金以外の場合 三島年金事務所 055-973-1166（代表）

■ 税金の支払い

税金の納付の期限が延伸されたり、減免措置等が受けられる可能性があります。

所得税・消費税・法人税等の国税

熱海税務署 0557-81-3515（自動音声案内）

法人県民・事業税、個人事業税、不動産取得税、自動車税、自動車取得税等の県税

熱海財務事務所 0557-82-9057

市県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税などの市税

热海市役所 税務課 課税室（資産税担当） 0557-86-6149

热海市役所 税務課 課税室（市民税担当） 0557-86-6142

税金の支払い（納税）の相談

热海市役所 税務課 紳税室 0557-86-6165～6170

■ ローンの支払い

災害救助法の適用を受けた自然災害の影響で、住宅ローン、事業ローン、自動車ローン、教育ローンなどの支払が困難になった人は、被災ローン減免制度（自然災害債務整理ガイドライン）の利用を検討してください。

詳しくは弁護士会にお問い合わせください。

静岡県弁護士会 沼津支部 055-931-1848

4. 保険等の問題

■ 車両保険

車両保険は、原則として、地震・噴火・（地震、噴火が原因の）津波による災害による損害は補償対象外とされています。特約がある場合には一定額が補償される可能性があります。ご不明な場合は、保険会社に確認してみましょう。

■ 火災保険だけで地震保険に入っていないから、保険金はもらえないか

保険金は支払われませんが、保険（共済）によっては、火災保険に入っているだけで見舞金などが出る場合があります。一度、お入りになっている保険会社、共済に確認してみましょう。

5. 紛失物の問題

■ 本人確認できる証明書（免許証、旅券、マイナンバーカード、資格確認書など）がなくなってしまった

住民票は、市町で本人確認がとれれば交付を受けることができます。

まずは热海市役所 市民生活課 市民室（0557-86-6254）へ。

運転免許証は、静岡県東部運転免許センター（055-921-2000）や热海警察署（0557-85-0110）で再発行手続をしてください。

また、マイナ保険証（資格確認書）が手元になくても、保険診療は受けられます。

■ 自動車がなくなってしまった（使えなくなってしまった）ので、登録を抹消したい

沼津自動車検査登録事務所 050-5540-2051

■ 実印や印鑑登録証がなくなってしまった

実印をなくされた場合は、印鑑登録の廃止手続を行ってください。印鑑登録証をなくされた場合は、印鑑証明書の交付申請ができませんので、印鑑登録証の亡失手続を行ってください。その上でどちらの場合も、印鑑証明書が必要な場合は、改めて実印を登録してください。登録には、ご本人確認できる官公署発行の証明書（運転免許証、旅券、マイナンバーカードなど）が必要です。

热海市役所 市民生活課 市民室 0557-86-6254

热海市ホームページ <https://www.city.atami.lg.jp/index.html>

